

男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査業務委託仕様書

1 業務の目的

本県の男女共同参画（DV含む）、女性活躍及び性の多様性に関する県民の意識や考え方、企業の実態やニーズなどを幅広く把握し、令和7年度に改訂する「山形県男女共同参画計画」、「山形県DV被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」並びに今後の県施策の企画・立案等における基礎資料を得ることを目的とする。

併せて、本調査を通じて、県民や企業の男女共同参画に関する意識の醸成を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 委託内容

(1) 県民意識調査

① 業務内容

調査は郵送によるアンケート調査を基本に行うこととし、以下に示す一連の業務とする。

- ア 調査票の設計・印刷
- イ 調査対象の抽出、調査実施（発送・回収費用を含む）
- ウ 調査結果の入力、集計、分析
- エ 分析結果から見える課題の抽出
- オ 専門家への意見聴取及び意見に基づく改善策の提案
- カ 報告書の作成

報告書の作成にあたっては、「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査報告書」を参考とすること。

なお、調査結果の集計への可否に関わらず、契約期間内の調査票の回収は全て委託内容に含まれるものとする。また、これらの調査業務にあたっては、発注者との十分な協議を経てから実施すること。

② 調査対象と方法

別紙「男女共同参画等に関する県民意識調査実施要領」のとおり。

なお、アンケートの趣旨を記載した挨拶状（A4版1～2枚）及び御礼兼催促状の作成・発送も委託業務に含むものとする。

調査票の発送、回収に使用する封筒は、県が事前に提供する角型2号（発送用）、受注者側が準備する長型3号（回収用）とする。また、アンケートの回答は調査票に直接記入する形式とする。また調査を補完する目的で、インターネットを利用したウェブアンケート調査も実施すること。

③ 調査内容

別紙「男女共同参画等に関する県民意識調査実施要領」のとおり。具体的な設問内

容及び集計・分析方法は、別途打合せのうえ指示することとする。

また、専門家への意見聴取の実施にあたっては、分析を基に、事前に発注者と十分な協議を行うこと。

④ 調査計画

調査工程計画書を作成し、事前に発注者の了解を得なければならない。

⑤ 報告の方法及び規格等

以下の規格、部数の成果品を指定の期日までに納品することとする。

- ア 集計結果数表 2部（令和6年9月下旬まで）
- イ 欄外意見設問内「その他」に関する記述を入力したもの
2部（令和6年9月下旬まで）
- ウ クロス集計・分析結果表 2部（別途定める期限まで）
- エ 報告書速報版 2部（別途定める期限まで）
- オ 報告書概要版 2部（別途定める期限まで）
- カ 報告書 300部（別途定める期限まで）
- キ 分析結果報告書（課題、改善策等まとめ）
2部（別途定める期限まで）
- ク ア～キの電子記録媒体 2部（各成果品で指定する期限まで）

⑥ 調査集計完了期日及び業務完了期日

調査集計完了期日は別に定める。全ての業務の完了期日は、令和7年2月28日とする。

(2) 企業実態調査

① 業務内容

調査は郵送によるアンケート調査を基本に行うこととし、以下に示す一連の業務とする。

- ア 調査票の設計・印刷
- イ 調査対象の抽出、調査実施（発送・回収費用を含む）
- ウ 調査結果の入力、集計、分析
- エ 分析結果から見える課題の抽出
- オ 専門家への意見聴取及び意見に基づく改善策の提案
- カ 報告書の作成

報告書の作成にあたっては、「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査報告書」を参考とすること。

なお、調査結果の集計への可否に関わらず、契約期間内の調査票の回収は全て委託内容に含まれるものとする。また、これらの調査業務にあたっては、発注者との十分な協議を経てから実施すること。

② 調査対象と方法

別紙「男女共同参画等に関する企業実態調査実施要領」のとおり。

なお、アンケートの趣旨を記載した挨拶状（A4版1～2枚）及び御礼兼催促状の作成・発送も委託業務に含むものとする。

調査票の発送、回収に使用する封筒は、県が事前に提供する角型2号（発送用）、受注者側が準備する長型3号（回収用）とする。また、アンケートの回答は調査票に直接記入する形式とする。また調査を補完する目的で、インターネットを利用したウェブアンケート調査も実施すること。

③ 調査内容

別紙「男女共同参画等に関する企業実態調査実施要領」のとおり。具体的な設問内容及び集計・分析方法は、別途打合せのうえ指示することとする。

また、専門家への意見聴取の実施にあたっては、調査結果の分析を基に、事前に発注者と十分な協議を行うこと。

④ 調査計画

調査工程計画書を作成し、事前に発注者の了解を得なければならない。

⑤ 報告の方法及び規格等

以下の規格、部数の成果品を指定の期日までに納品することとする。

ア 集計結果数表	2部（令和6年9月下旬まで）
イ 欄外意見設問内「その他」に関する記述を入力したもの	2部（令和6年9月下旬まで）
ウ クロス集計・分析結果表	2部（別途定める期限まで）
エ 報告書速報版	2部（別途定める期限まで）
オ 報告書概要版	2部（別途定める期限まで）
カ 報告書	300部（別途定める期限まで）
キ 分析結果報告書（課題、改善策等まとめ）	2部（別途定める期限まで）
ク ア～キの電子記録媒体	2部（各成果品で指定する期限まで）

⑥ 調査集計完了期日及び業務完了期日

調査集計完了期日は別に定める。全ての業務の完了期日は、令和7年2月28日とする。

4 特記事項

- (1) 受注者は、委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 事業実施にあたっては、本仕様書の範囲内において山形県と受注者が協議を重ねながら実施すること。
- (3) 受注者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。

- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、山形県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 委託業務を実施するのに必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。
- (7) 本事業に関係する書類は、事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。

5 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。

男女共同参画等に関する県民意識調査実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、男女共同参画等に関する県民意識調査（以下「調査」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

- 2 本県の男女共同参画（DV含む）、女性活躍及び性の多様性に関する県民の意識や考え方を幅広く把握し、令和7年度に改訂する「山形県男女共同参画計画」、「山形県DV被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」並びに今後の県施策の企画・立案等における基礎資料を得ることを目的とする。

(調査内容)

- 3 調査内容は、次のとおりとする。なお、調査項目は50問程度とし、別に定める。
 - (1) 男女共同参画社会に関するもの
 - (2) 女性の活躍促進に関するもの
 - (3) 仕事と家庭の両立に関するもの
 - (4) 配偶者やパートナーからの暴力に関するもの
 - (5) 性の多様性に関するもの
 - (6) その他、本県特有の課題や、特に必要と思われる事項について

(調査時期)

- 4 調査については、令和6年8月頃実施するものとする。

(調査の設計)

- 5 この調査の設計は次のとおりとする。
 - (1) 調査地域 山形県全域
 - (2) 調査対象 県内在住の満18歳以上の男女個人
 - (3) 標本数 2,000
 - (4) 抽出方法 層化二段階無作為抽出法
(詳細は別紙サンプル・デザインによる。)
 - (5) 調査方法 郵送によるアンケート調査
上記調査を補完する目的で、インターネットを利用したウェブアンケート調査も行う。

(調査の委託)

- 6 調査は民間の調査専門機関に委託する。調査受託機関は、県から指示された集計方法

及び分析方法により、集計終了後概ね9月下旬までに、集計結果数表を2部、欄外意見等設問内「その他」に関する記述をまとめたものを2部及びそれらの電子記録媒体を2部提出するものとする。また、別に定める期限までに、クロス集計結果数表を2部、分析結果表（集計結果数表を図表及び解説で表したものを）を2部、報告書速報版を2部、報告書概要版を2部、報告書（製本）を300部、分析結果報告書（専門家への意見聴取を行ったうえで課題や改善策をまとめたもの）を2部提出し、各々の電子記録媒体を2部提出するものとする。

なお、ここでいう「報告書速報版」、「報告書概要版」、「報告書（製本）」及び「分析結果報告書」とは、県による内容検証が完了したものを指す。

（対象者への対応）

- 7 郵送調査の実施にあたっては、調査票を送付した後に「御礼兼催促の葉書」の発送などにより、回収率の向上に努めること。

（その他）

- 8 この要領に定めるもののほか、この調査に関し必要な事項については別に定める。

男女共同参画等に関する県民意識調査サンプル・デザイン

- (1) 調査地域 山形県全域
(2) 調査対象 県内在住の満 18 歳以上の男女個人
(3) 標本数 2,000
(4) 抽出方法 層化二段階無作為抽出法
- 〔 1. 層化：県内を 4 地域・9 ブロックに分類
2. 二段階無作為抽出：第 1 段階として国勢調査区から地点を抽出、
第 2 段階として選挙人名簿から対象者個人を無作為にサンプル抽出 〕

1. 層化

4 地域 9 ブロック

- 村山地域
- ・市部 山形市
 - ・その他の市 寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市
 - ・町村部 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
- 最上地域
- ・市部 新庄市
 - ・町村部 金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
- 置賜地域
- ・市部 米沢市、長井市、南陽市
 - ・町村部 高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- 庄内地域
- ・市部 鶴岡市、酒田市
 - ・町村部 三川町、庄内町、遊佐町

2. 二段階無作為抽出

- ① 令和2年国勢調査時に指定された調査区を、第一次抽出単位となる調査地点として使用する。
- ② 調査地点の抽出数については、1調査地点当たりの標本数が14～16程度となるように、各層に割り当てられた標本数より算出し、調査地点を決定する。
- ③ 調査地点の抽出は、調査地点数が2点以上割り当てられた層については、「抽出間隔」(層における調査区数の合計÷層で算出された調査地点数)を算出し、等間隔抽出法によって抽出する。
また、層内での調査地点数が1点の場合には、乱数表により無作為に抽出する。
- ④ 抽出に際しての各層内における市町村の配列順序は、令和2年国勢調査時における「市区町村コード一覧」に従う。
- ⑤ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内(町・丁目・番地・字等を指定)で、選挙人名簿から等間隔抽出法によって抽出する。

3. 標本数の配分

各地域及び市・町村部別の層における18歳以上の人口(令和2年10月1日現在)に対し、ウェイトをつけ、2,000の標本数をそれぞれ比例配分する。

(最上地域の抽出率を他地域の2倍とし、集計の際に他地域のウェイトを2倍とする。)

※抽出率：母集団に占める標本数の割合

各地域・市部郡部別の母集団数及び標本数・調査地点数は次のとおり。

地域名	山形市	その他の市部	町村部	計
村山地域	① 206,469	① 183,655	① 58,771	① 448,895
	② 426	② 378	② 121	② 925
	(27)	(24)	(8)	(59)
最上地域		① 29,306	① 31,885	① 61,191
		② 121	② 131	② 252
		(8)	(9)	(17)
置賜地域		① 118,013	① 54,811	① 172,824
		② 243	② 113	② 356
		(16)	(8)	(24)
庄内地域		① 191,056	① 35,332	① 226,388
		② 394	② 73	② 467
		(25)	(5)	(30)
計	① 206,469	① 522,030	① 180,799	① 909,298
	② 426	② 1,136	② 438	② 2,000
	(27)	(73)	(30)	(130)

(注) ①：令和2年10月1日現在の母集団数

②：調査標本数、()内は地点数

男女共同参画等に関する企業実態調査実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、男女共同参画等に関する企業実態調査（以下「調査」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

- 2 本県の男女共同参画（DV含む）、女性活躍及び性の多様性に関する企業の実態やニーズなどを幅広く把握し、令和7年度に改訂する「山形県男女共同参画計画」、「山形県DV被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」並びに今後の県施策の企画・立案等における基礎資料を得ることを目的とする。

(調査内容)

- 3 調査内容は、次のとおりとする。なお、調査項目は30問程度とし、別に定める。
 - (1) 企業における男女共同参画に関する取組み
 - (2) 企業における女性の活躍促進に関する取組み
 - (3) 企業における育児・介護との両立支援に関する取組み
 - (4) 企業におけるハラスメント防止に関する取組み
 - (5) 企業における性の多様性に関する取組み
 - (6) その他、課題や県への要望、その他特に必要と思われる事項について

(調査時期)

- 4 調査については、令和6年8月頃に実施するものとする。

(調査の設計)

- 5 この調査の設計は次のとおりとする。
 - (1) 調査対象 山形県内に事業所を有する企業（家族経営的な企業は除く）から業績や規模、地域、取組み内容等を考慮し、200社程度を選定。
 - (2) 調査方法 郵送によるアンケート調査
上記調査を補完する目的で、インターネットを利用したウェブアンケート調査も行う。

(調査の委託)

- 6 調査は民間の調査専門機関に委託する。調査受託機関は、県から指示された集計方法及び分析方法により、集計終了後概ね9月下旬までに、集計結果数表を2部、欄外意見等設問内「その他」に関する記述をまとめたものを2部及びそれらの電子記録媒体を2部提出するものとする。また、別に定める期限までに、クロス集計結果数表を2部、分析結果表（集計結果数表を図表及び解説で表したもの）を2部、報告書速報版を2部、

報告書概要版を2部、報告書（製本）を300部、分析結果報告書（専門家への意見聴取を行ったうえで課題や改善策をまとめたもの）を2部提出し、各々の電子記録媒体を2部提出するものとする。

なお、ここでいう「報告書速報版」、「報告書概要版」、「報告書（製本）」及び「分析結果報告書」とは、県による内容検証が完了したものを指す。

（対象企業への対応）

- 7 郵送調査の実施にあたっては、調査票を送付した後に「御礼兼催促の葉書」の発送などにより、回収率の向上に努めること。

（その他）

- 8 この要領に定めるもののほか、この調査に関し必要な事項については別に定める。